

◎漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律

(平成一九年六月六日法律第七七号)

一、提案理由 (平成一九年四月一〇日・衆議院農林水産委員会)

○松岡国務大臣 漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

我が国水産業につきましては、国民に対して、水産物を安定的に供給するという極めて重要な役割を担っております。しかしながら、現在、周辺水域を初めとして水産資源の状況が悪化しており、また、就業者の減少、高齢化等により漁業生産構造が脆弱化するなど、厳しい状況となっております。

このような状況を踏まえ、漁船漁業の構造改革を推進するとともに、漁業取り締まりを強化する観点から、所要の措置を講ずることとし、水産基本計画の見直しにあわせて施策を推進するため、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、指定漁業の許可等の適格性要件の見直しについてであります。指定漁業の許可等の適格性要件として、当該漁業を営むに足る資本を有することに加え、その他の経理的基礎を有することを追加することとしております。

第二に、試験研究または新技術の企業化のための指定漁業の許可等の特例についてであります。漁業生産力の発展に特に寄与すると認められる試験研究または新技術の企業化を行い漁業を営もうとする者について、他の新規参入者に優先して指定漁業の許可等を行うこととしております。

第三に、漁業調整に関する罰則の強化についてであります。農林水産省令または都道府県規則において禁止し、または許可制とした特定の漁業について、これに違反して当該漁業を営んだ者に対する罰則を整備することとしております。

第四に、漁業監督吏員の権限行使区域の見直しについてであります。司法警察員たる漁業監督吏員について、農林水産大臣の許可を受けたときは、その属する都道府県の区域外における捜査活動を可能とすることとしております。

…………… (略) ……………

以上が、これらの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

二、衆議院農林水産委員長報告 (平成一九年四月一二日)

○西川公也君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、水産資源の状況の悪化、漁業生産構造の脆弱化等、水産業をめぐる情勢の変化に対応し、漁業生産力の向上等に資するため、漁船漁業の構造改革を推進するとともに、漁業取り締まりを強化する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、四月十日松岡農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、昨

十一日質疑を行いました。質疑終局後、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院農林水産委員長報告（平成一九年五月三〇日）

○加治屋義人君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、我が国の水産業が資源状況の悪化や生産構造の脆弱化等に陥っている状況にかんがみ、漁船漁業の構造改革の推進のために、沖合底引き網漁業等の指定漁業の許可等に関する要件の見直し及び特例措置の導入を行うとともに、密漁等に対する漁業取締りを強化するために、農林水産省令等の違反に対する罰則の強化及び漁業監督吏員の権限行使区域の見直し等の措置を行うものであります。

委員会におきましては、水産資源保護のための漁獲管理規制と支援措置、漁船漁業の構造改革への取組方針、試験研究又は新技術を有する者による指定漁業への新規参入の見通し、迅速かつ的確な密漁防止態勢の確立等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告を申し上げます。